

坂井市立 三国病院

病児・病後児保育施設 ご利用案内



●お申し込み・お問い合わせ●

坂井市立三国病院 病児・病後児保育施設

〒913-0042

坂井市三国町中央一丁目2-26

TEL 080-6351-6755

ご利用の流れ

1. 利用登録

事前登録をしてください。利用する病児病後児施設ごとの登録となります。「病児等保育利用登録書」は次のところにあります。

- ・坂井市子ども福祉課（HPからダウンロードできます。）
- ・病児・病後児保育施設
- 登録に必要な物・・・お子様の保険証

2. 受診

かかりつけ医等で「医師連絡票」を記入してもらいます。

3. 予約

病児・病後児保育施設に予約

- 受付時間 8:00～18:00
- キャンセルの場合は連絡をお願いします。

4. 利用申込

「病児等保育利用登録書」（初回のみ。事前登録済みの場合は不要。）、「病児保育事業 利用申込書兼同意書」を提出。

- 利用時間 8:30～17:30
- 持ち物 着替え、飲み物等
（詳しくはお問い合わせ下さい）

5. 保育

年齢や発達段階、病気の状態、精神状態などに考慮しながら健康面と精神面をサポートし、静かに過ごします。

- お迎え時に利用料金のお支払をお願いします。

ご利用について

【対象児童】

- ・坂井市、あわら市、福井市、勝山市、鯖江市、越前町、永平寺町に在住する生後8週（坂井市外は生後2ヶ月）から小学校6年生までの児童
- ・定員6名（病児3名、病後児3名）
 - 定員になり次第締め切ります
- ・開園日・・・月曜日～金曜日
- ・休園日・・・土日祝、年末年始（12/29～1/3）、その他施設が指定する日

【申込について】

- ・事前予約をお願いします。（当日も可）
- ・昼食をご希望の方は当日10時までにお申込下さい。
- 食物アレルギーのあるお子様は弁当とおやつの持参をお願いします。
- 医師の診断によりお預かりできない病気があります。

【利用料金】

1日・・・・・・2,000円

半日（4時間未満）・・・1,000円

- 次の方は無料で利用できます。

- ①生活保護世帯の児童②市民税非課税世帯の児童
- ③ひとり親家庭医療費助成受給世帯の児童
- ④就学前の第2子以降、多胎児の第1子の児童

＜注意＞坂井市以外在住の方が窓口無料となるのは④の場合のみです。①～③については、それぞれの市役所の担当窓口にて還付申請下さい。

みなさまへご挨拶



当病児・病後児保育施設は、お子さまの急な体調の変化によりお仕事がお休みできず、ご自宅で静養ができないお子さまを、かかりつけ医の診断によりお預かりして保育いたします。

そして病気で体調の優れないお子さまに、家庭的で温かな保育と看護によりお帰りになる時に少しでも笑顔になってもらえるよう、お子さまと保護者のみなさまをサポートいたします。

トイレ

保育士が付き添える広さを確保しました。



沐浴室

シャワー室も隣接しています。

保育室

24時間換気で衛生面を充実させています。

廊下

天窓からは、やさしい光が入ってきます。



建物全景 三国病院と三国中学校の間に位置します。